省　令

○総務省令第七十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十九条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十一日

総務大臣　野田　聖子

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（副次的に発する電波等の限度） **二十四条**　［略］ ［2～29　略］ 30　衛星基幹放送の受信装置については、第一項の規定に加え、次の表のとおりとする。この場合において、次の表に掲げる周波数帯における副次的に発する電波の測定は、総務大臣が別に告示する方法により行うものとする。 （表） 周波数帯 ／ 副次的に発する電波の限度 二、二二二MHzの四・四一MHz以上三、二二三・二五MHz未満 ／ 任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四九・一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［同上］ ［2～29　同上］ ［新設］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の限度については、当分の間、なお従前の例によることができる。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年十一月二十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十一　略］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～四十一　同上］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　同上］

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十一　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～四十一　同上］